

令和2年11月 泉大津フェニックスリサイクル関連産業用地公募
 質疑に関する回答公表(第2回目:R3年2月17日)

No	箇所	質問内容	回答
1	要綱P12(10)②	3,000㎡以上の土地形質変更を予定しているため、土壌汚染対策法4条の届出及び大阪府生活環境の保全等に関する条例81条5の届出が必要になりますが、当該届出の際、土壌調査の命令が発出される可能性はありますか。	土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に関する規制内容は、泉大津市 都市政策部 環境課 環境推進係（0725-33-1131（代表））へお問い合わせ下さい。
2	要綱P11(10)①	本件土地は廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の指定区域の指定（廃棄物が地下にある土地の指定）は受けていないと理解してよろしいでしょうか。	現時点で、指定区域に指定されていません。
3	要綱P11(10)①	産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、がれき類等）が、埋設されている深さについて、把握できる資料（柱状図等）をご開示下さい。	土質調査の結果を大阪港湾局ホームページに掲載しましたのでご確認ください。
4	要綱P12(12)①	メタンガスや硫化水素の埋立ガスが発生する深さや層について把握されている情報をお教え下さい。	大阪港湾局ホームページ掲載の公募要綱（別冊）でご確認下さい。
5	要綱P11(10)①	良質残土による覆土厚50cmの土壌の品質について、出所元及び分析結果（土壌が汚染されていないことを示す分析結果）が分かる計量証明書をご開示下さい。	受入基準については、大阪湾広域臨海環境整備センターの陸上残土の受入について（ http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/acceptance-of-waste/land-surplus-soil ）をご確認ください。
6		本敷地内または近傍における地盤調査資料等があればご開示下さい。	土質調査の結果を大阪港湾局ホームページに掲載しましたのでご確認ください。
7		本敷地内または近傍における、埋立当時から現在に至るまでの地盤の変動量について定点測量等行った資料をご開示下さい。	地盤変動量の結果を大阪港湾局ホームページに掲載しましたのでご確認ください。
8	要綱P9(6)①	「やむを得ない事由により事業計画等を変更しようとする場合は…」とありますが、この場合のやむを得ない場合とはどのような事由を指すかご教示下さい。	個別具体の判断にはなりますが、例えば公募時に想定できなかった事由により、事業目的の達成には事業計画を変更する必要がある場合などです。

9	要綱P9(6)④	「事前に大阪府と十分協議した上で必要なガス対策を安全が確保されるまで実施…」とありますが、公募期間内に十分な協議を進めることが時間的に厳しいように考えます。現在既に進出されている企業様の取組み事例や方策等の開示をお願いします。	買受者決定した後、工事着手前の主に設計段階で、大阪府と協議のうえ安全なガス対策を策定して頂きます。標準的なガス対策の内容、(別冊)参考資料p4「Ⅰ建築工事中の対策」、p5「Ⅱ建築物における対策」、p12「(5)上下水道管での留意事項」を参考にしてください。
10	要綱P11(6)	インフラ等に関する図面資料の開示をお願いします。既に進出されている企業様はどこから電力を引き込んでおられるかご教示下さい。	大阪港湾局ホームページに参考図を掲載しましたのでご確認ください。上水道管、下水道管の埋設状況については泉大津市役所へ確認願います。電力の引込状況についてはお答えできません。
11	要綱P12(12)	公募用地内のガス抜き管は撤去できないと記載があります。具体的な位置の分かる資料を開示いただけませんか。建物配置計画図上、干渉する場合の対応はどのようにお考えでしょうか。ご教示下さい。	大阪港湾局ホームページ掲載の公募要綱を具体的なガス抜き管の位置がわかるよう修正しましたのでご確認ください。(本冊P16 区画配置図 別冊P1 測定箇所) なお、ガス抜き管と建築物が干渉する場合は、原則、建築物の外側で開放口を設置することができるよう地中配管を据付けて頂くことが必要です。
12	要綱P12(12)	大阪府と協議し、ガス対策を実施する旨規定されていますが、一方では大阪府は埋立ガス対策に係る一切の責任を負いませんと記載されています。大阪府に指導・協議を仰ぎ、計画を進めるものと理解していますが、どのように捉えたらよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ガス対策は、No.9記載のとおり大阪府との協議する中で策定して頂きます。
13	要綱P12(12)	建物のガス対策に関して、実際に進出されている企業様の対策方法等の事例をご教示いただけませんか。	No.9記載のとおり、標準的なガス対策の内容、(別冊)参考資料p4「Ⅰ建築工事中の対策」、p5「Ⅱ建築物における対策」、p12「(5)上下水道管での留意事項」を参考にしてください。
14		焼却施設の設置について、公募するリサイクル関連事業及び施設の要件、①リサイクル関連事業の(!)の「循環的な利用」に認められる施設及び事業と解してよろしいか。	計画事業が、循環型社会形成推進基本法第2条第4項の規定の再使用、再生利用、熱回収のいずれかの効果を有する場合、①リサイクル関連事業(1)「循環的な利用」を満たしていると解します。なお、事業及び施設についてその他の要件(公募要項p2)全てを満足する必要があります。
15		焼却施設における発電事業は、循環型社会形成推進基本法第2条4項「循環的な利用」の熱回収事業と解してよろしいか。	焼却施設から発生した熱を利用して発電する場合、熱回収事業と解します。
16		協定書締結後に、環境関係の許認可手続きにおいて、相当な期間を要することが想定されますが(例えばアセス等)、土地売買契約の締結までの期間を、どの程度見込んでいるのでしょうか。(例えば5年程度)	事業内容や事業規模にもよるため、個別の判断となります。
17		P32の公募申込書の添付書類である'誓約書'に関しまして、代表者及び役員全員とありますが、代表者以外の役員も'住所・法人名・氏名・生年月日'で明記するのでしょうか。	代表者以外の役員も明記してください

18		<p>整備する施設について「（7）屋内保管及び屋内作業を行うこと。」とありますが、鉄、非鉄スクラップの中間処理後（せん断加工等）の販売製品等の保管についても屋内保管の対象となるのでしょうか。</p> <p>（鉄スクラップ等の製鋼原料は国内外ともにロットで販売することも多く、港からの船積み等を考慮すると往々にして屋外に保管されています。工場入荷時点で有価物の物もありますが、市場相場他によって逆有償になる金属くずを想定しています）</p>	<p>周辺への環境保全を図る観点から、取り扱い品目にかかわらず、屋内保管及び屋内作業を行っていただくこととしています。</p>
19		<p>・設備の設置方法に伴う地下埋込について</p> <p>生産加工設備の一部を床版表面レベルより下に埋込設置する際に地下ピット等を設ける必要がありますが、掘り下げ深さの制限等がありますか。</p> <p>（想定では掘り下げ床版レベルがFL-3000mm程度です。密閉されておらず一部は常に解放された状態です）</p>	<p>ガスの滞留しやすい地下構造物（密閉空間）の設置は禁止していますが、一部が常に開放された状態の地下構造物も設置を想定していないため、具体的な制限は決めていません。</p> <p>買受者として決定後協議します。</p>
20		<p>・土地売買契約の締結等について</p> <p>各項にて、10年間の買戻特約や10年間の事業計画遂行、所有権移転登記後10年間の移転等禁止などが記載されていますが、10年後に市場や各種情勢により、事業が変更または縮小等することも想定されます。10年が経過した場合は転売や事業内容の変更、他の制限が無いと解釈して良いのでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおり、所有権取得から10年経過後は、転売や事業内容の変更について制限はありません。</p>